

令和5・6年度（定時登録）

入札参加資格審査申請の手引き

（建設工事）

鹿沼市の行う建設工事の契約にかかる入札に参加を希望される方は、本手引きを熟読のうえ、必ず期限までに申請書及び必要書類を提出してください。

提出先は栃木県なのでご注意ください。

鹿沼市行政経営部契約検査課

1 はじめに

入札参加資格審査申請（定時受付）は栃木県及び県内市町との共同受付です。

申請には共通書類部分と鹿沼市の独自書類部分があります。

共通書類部分については栃木県ホームページにて公表されている申請の手引きをご確認ください。

本手引きでは鹿沼市独自書類部分についてご説明します。

2 変更点

鹿沼市の市税納税証明書は提出不要となりました。ただし、市税の納付状況について鹿沼市の職員が確認することについて同意していただく必要があります。

3 競争入札参加者の資格

申請者は、次に掲げる事項のすべての要件を満たさなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当しないこと。
- (3) 国税・県税・市税（納期未到来のものを除く）に滞納額のないこと。
 - ア 国税…法人税、消費税及び地方消費税、所得税
 - イ 県税…法人事業税、法人県民税、個人事業税（支店等に委任する場合は、その所在地の県税とする）
 - ウ 市税…市県民税、法人市民税、特別徴収市県民税、固定資産税及び都市計画税、軽自動車税等（個人事業者の場合は国民健康保険税も含む）
- (4) 当該業種に係る許可及び営業に関し法律上必要とされる登録を受けていること。
※受任者を置く場合、受任営業所において、建設業の許可を受けていること。
- (5) 審査基準日が令和3年8月1日から令和4年7月31日の間に含まれる経営事項審査を受審し総合評定値の通知を受けていること。
- (6) 社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）に加入していること。

4 登録有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

5 受付期間及び提出方法

(1) 受付期間

県内業者（栃木県内に主たる営業所のある申請者）

令和4年10月17日（月）～令和4年11月4日（金）

県外業者（栃木県外に主たる営業所のある申請者）

令和4年11月7日（月）～令和4年11月25日（金）

(2) 申請方法

ア 「栃木県電子申請システム」による、電子申請のみ。

鹿沼市に提出しても受付できません。

イ 電子申請を行ったあと、共通書類及び自治体別個別書類（各市町に申請をする場合のみ）

を書類の到達が確認できる方法（特定記録郵便、簡易書留、レターパック）で郵送してください。

【注意】

※書類收受の確認は行いませんので、ハガキ等を同封されましても、返送できかねます。

建設工事

同封されていた場合は返送せず、破棄させていただきますので、ご了承ください。

ウ 申請書の送付先

☆共同受付窓口☆

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20

栃木県県土整備部監理課 建設業担当

※封筒表面に「建設工事入札参加資格審査申請書類在中」または「測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請書類在中」と赤で記入してください。

※鹿沼市に送付しても受付できません。

6 提出書類の様式等

入札参加資格審査申請（定時受付）は栃木県及び県内市町との共同受付となり、栃木県への登録が必須です。鹿沼市のみの登録はできません。申請には共通書類部分と鹿沼市の個別書類部分があります。共通書類部分は栃木県ホームページから鹿沼市個別の様式については鹿沼市ホームページからダウンロードが可能です。鹿沼市個別の様式については紙での希望がある場合、コピー代として紙1面につき10円徴収し配布します。

7 注意事項

- (1) 栃木県への登録が必須であり、鹿沼市のみの登録はできません。
- (2) 申請書提出の際は、各申請区分の「入札参加資格審査申請の手引き」を熟読のうえ提出してください。
- (3) 鹿沼市の市税納税証明書は提出不要となりました。ただし、市税の納付状況について鹿沼市の職員が確認することについて同意していただく必要があります。
- (4) 公的機関が発行する証明書等は、申請日前3か月以内に発行されたものを提出してください。
- (5) 申請後に記載事項に変更があった場合は、令和5年4月1日以降に変更届に必要な書類を添付して提出してください。
- (6) 入札参加資格が認められた場合は、入札参加資格者名簿を本市ホームページ上で公表しますので、ご承知の上申請してください。
- (7) 個別書類について不備があった場合には再提出していただきます。定められた期限までに再提出されない場合には無効となります。なお、提出書類に虚偽の記載があった場合は、無効となります。また、登録後に虚偽の記載が判明した場合も、入札参加資格取消等の対象となります。
- (8) 草刈・側溝清掃業務については、工事区分で申請をされる際に希望欄にチェックをつければ測量・建設コンサルタント等区分に申請しなくても登録が可能です。

8 提出書類

提出書類は、次の表に従って作成してください。

書類は、栃木県ホームページ及び鹿沼市ホームページからダウンロードして使用してください。

建設工事

添付	提出書類名	市内	市外	注意事項
1	建設工事鹿沼市のチェックリスト	○	○	
2	入札参加資格申請書（共通書類）	○	○	栃木県「電子申請システム」で申請後、印刷したもの。
3	鹿沼市申請書（工事）	○	○	必須の書類となります。
4	建設業許可申請書類 ①営業所一覧表 ②建設業法令第3条に規定する使用人の一覧表	×	△	（鹿沼市内に委任先を設ける場合） 鹿沼市外に本店を有する事業者で、電子申請において指定した委任先以外に鹿沼市内の委任先を設定したい場合は提出してください（ただし、営業所一覧表より営業所名や営業している業種の確認ができるものに限ります。）。
5	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	○	○	審査基準日が令和3年8月1日～令和4年7月31日の間に含まれる経営事項審査を受審し、総合評価値の通知を受けていること。
6	退職金制度加入証明書	△	△	建退共や中退共等の退職金制度の加入が義務付けられています。建退共等に加入していない場合は、加入している退職金制度の加入証明書を提出してください。 <u>退職金制度に加入されていない場合、入札参加資格は認められません。</u>
以下、鹿沼市内に本店がある事業者のみ対象				
7	労働安全衛生法による技能講習終了証	有	無	土木工事を申請する方で、下水道工事を希望する場合は、労働安全衛生法による技能講習修了証の写しを添付（「酸素欠乏危険作業主任者技能講習」または、「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習」の写しを添付。）。 ※修了証の写しを持つ方が複数いる場合は、最低1名分添付してください。
8	建設業労働災害防止協会に加入の有無	有	無	建設業労働災害防止協会加入証明書の写しを添付。
9	鹿沼市消防団協力事業所に認定の有無	有	無	鹿沼市消防団協力事業所認定書の写しを添付。
10	鹿沼保護区協力事業所認定の有無	有	無	添付書類はありません。
11	鹿沼市消防団の雇用の有無	有	無	鹿沼市消防団員を1名以上雇用している場合は、消防団員加入証明書及び雇用の証明の写しを添付。
12	鹿沼市在住の保護観察対象者等の雇用の有無	有	無	鹿沼市在住の保護観察対象者等を令和4年10月1日前2年以内に1名以上雇用している場合は、宇都宮保護観察所の証明書（様式1）の写しを添付。
13	鹿沼市在住の障がい者の雇用の有無	有	無	鹿沼市在住の障がい者を1名以上雇用している場合は、障がい者手帳（障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳）の写し及び雇用の証明の写しを添付。
14	女性技術者・技能者等の雇用の有無	有	無	資格者証及び保険証の写しを添付。
15	若年技術者・技能者等の雇用の有無	有	無	資格者証及び保険証の写しを添付。 ※令和4年度末日時点で満34歳以下

※添付11～15は、一項目につき一人としてください。同一人物で複数項目に適用は出来ません。

9 申請・記入上の注意

鹿沼市申請書（工事） （記入例を参照）

- ・提出必須の書類です。委任先や使用印鑑を設定しない場合でも本店情報を記入し提出してください。
- ・所在地…県内の場合は市町村名から、県外の場合は都道府県名から記入してください。なお、登記簿上の所在地と実際（建設業許可）の所在地が異なる場合は、2段書きにしてその旨を明記してください。
- ・代表者印（実印）…を押印してください。カラーコピーは不可。
- ・使用印鑑の設定…委任先を設定しない場合で、契約などに実印とは違う印鑑を使用する場合は、使用印を押印してください。カラーコピーは不可。委任先を設定する場合は、受任者印が使用印になりますので、この欄の押印は不要です。
- ・委任先情報…委任先を設定する場合のみ記入してください。なお、受任者印の欄は、支店長等の印を押印してください。カラーコピーは不可。

※以下は鹿沼市内に本店がある申請者のみ対象です。

- ① 下水道土木工事の希望の有無…土木工事を申請される方で、下水道土木工事を希望される場合は、「有」を○で囲み、労働安全衛生法による技能講習修了証（「酸素欠乏危険作業主任者技能講習」または「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習」）の写しを添付してください。
※修了証の写しを持つ方が複数いる場合は、最低1名分添付してください。
- ② 建設業労働災害防止協会加入の有無…加入の有無をチェック欄に記入してください。（加入している場合は加入証明書の写しを添付）
- ③ 鹿沼市消防団協力事業所認定の有無…鹿沼市消防団協力事業所認定の有無をチェック欄に記入してください。（鹿沼市消防団協力事業所認定書の写しを添付）
- ④ 鹿沼保護区協力事業主会加入の有無…加入している場合は、チェック欄に記入してください。（鹿沼保護区協力事業主会には契約検査課で確認します）
- ⑤ 鹿沼市消防団員雇用の有無…鹿沼市消防団員を1名以上雇用している場合は、チェック欄に記入してください。（鹿沼市消防団員加入証明書及び雇用を証明する書類の写しを添付）
- ⑥ 鹿沼市在住の保護観察対象者等雇用の有無…令和4年10月1日前2年以内に鹿沼市在住の保護観察対象者を1名以上雇用している場合は、チェック欄に記入してください。（宇都宮保護観察所の証明書（様式2）の写しを添付）
- ⑦ 鹿沼市在住の障がい者雇用の有無…鹿沼市在住の障がい者を1名以上雇用している場合は、チェック欄に記入してください。（以下の障がい者手帳及び雇用を証明する書類の写しを添付）

身体障がい者	身体障がい者手帳	手帳の種別、障がい者の氏名及び生年月日が記載されたページの写し
知的障がい者	療育手帳	
精神障がい者	精神障がい者保健福祉手帳	

- ⑧ 女性の技術者・技能士等の雇用の有無…女性の技術者・技能士等を1名以上雇用している場合は、チェック欄に記入してください。（資格者証及び保険証の写しを添付）
- ⑨ 若年の技術者・技能士等の雇用の有無…若年の技術者・技能士等を1名以上雇用している場合は、チェック欄に記入してください。（資格者証及び保険証の写しを添付）

※⑤～⑨までの項目は、一項目につき一人とします。同一人物で複数項目に適用は出来ません。

10 電子入札について

鹿沼市では現在、すべての建設工事を電子入札で実施しています。初めて電子入札を利用する際には、「電子入札利用者登録番号請求書」（ホームページからダウンロード可能）を提出する必要があります。詳しくは、本市ホームページ内の「電子入札」のページをご覧ください。なお、すでに電子入札利用者登録をされている場合は、「電子入札利用者登録番号請求書」の提出は不要です。

11 その他

建設工事の格付けの根拠としております鹿沼市建設工事入札参加資格審査事務処理要領第5条第1項の級別格付基準点数は、今回の定時受付による申請業者数により見直しを行い、基準点数が変わることがありますので、ご了承のうえ申請してください。

※ご不明な点は、契約検査課へお問い合わせください。

〒322-8601
栃木県鹿沼市今宮町1688-1
鹿沼市 行政経営部 契約検査課 契約係
TEL：0289（63）2278 FAX：0289（63）2273
E-mail：keiyakukensa@city.kanuma.lg.jp